

2015年 1月26日

「地域金融機関向け短期トレーニー制度」について

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2014年12月27日閣議決定）に盛り込まれました「地域金融機関向け短期トレーニー制度」（以下「短期トレーニー制度」という。）を開始いたします。

この短期トレーニー制度では、機構の使命の一つである地域活性化や事業再生等に係る専門人材を育成し、地域へ還流するという目的の下、従来から行っている金融機関職員の出向受入れ（1～2年程度）について、金融機関のニーズに対応して迅速かつ効率的な運営を図るべく、期間を6か月程度の短期間で行うものです。期間中は、主に事業性評価を中心とする業務に従事していただく予定です。

当機構といたしましては、同戦略により当機構に与えられた重責を果たしていくため、これまで事業再生支援等の取組みにより蓄積してきたノウハウを、全国の地域金融機関等に広く普及していくことが必要であると考えており、本制度の積極的な展開を図ってまいります。

以 上

<お問い合わせ・ご相談の連絡先>

株式会社 地域経済活性化支援機構

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル 9階

代表：TEL 03-6266-0310

地域活性化オフィス：TEL 03-6266-0380